

令和 4 年 第 3 回臨時会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 5 月 18 日

横 瀬 町 議 会

令和4年
第3回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月18日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第33号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○閉 会	11

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第34号

令和4年第3回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、令和4年5月18日横瀬町役場に招集する。

令和4年5月11日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番	向	井	芳	文	議 員	2 番	黒	澤	克	久	議 員		
4 番	宮	原	み	さ	子	議 員	6 番	新	井	鼓	次	郎	議 員
7 番	内	藤	純	夫	議 員	8 番	大	野	伸	惠	議 員		
9 番	若	林	想	一	郎	議 員	10 番	関	根	修	議 員		
11 番	小	泉	初	男	議 員	12 番	若	林	清	平	議 員		

不応招議員（なし）

令和4年第3回横瀬町議会臨時会 第1日

令和4年5月18日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（10名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員	
4番	宮	原	み	さ	子	議員	6番	新	井	鼓	次郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員	
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長		
設	樂	政	夫	教	育	長	小	泉	照	雄	総	務	課	長
新	井	幸	雄	税	務	会	計	兼	計	者				
				課	長	管	理							

本会議に出席した事務局職員

小	泉	智	事	務	局	長	渡	辺	岬	書	記
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林想一郎議長 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回横瀬町議会臨時会の招集に当たりご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林想一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林想一郎議長 本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

今日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開催に当たり、少々近況報告をさせていただきます。4月1日から新年度がスタートしております。4月の26日と27日、年度の施政方針を伝える恒例の職員説明会を実施しました。カラフルタウンを目指す第6次横瀬町総合振興計画における現在地の確認、今年度やるべきこと、重点施策等を説明しましたが、その中で今年度の重点テーマとして連携を挙げさせていただきました。当町が力を入れてきた官民連携、広域連携はもとより、何より職員同士がよりよく連携すること、時には課を超えた連携をすることで難しい課題に対応していく、あるいは新しい価値を創造する年度にしたいという考えを共有しました。今年度は、より連携を意識した運営をしていきたいと考えています。

さて、新型コロナウイルス感染症ですが、当町の陽性者数は4月の1日から現在までで76人、4月は週当たり10人から17人で推移していましたが、5月は週当たり5人程度とやや落ち着いてきている状況ではあります。ワクチン3回目の集団接種については、4月以降の土曜日、計6回、657人に接種を実施しています。これらにより、当町のワクチン接種率は人口比に対して1回目84.4%、2回目83.7%、3回目58.9%となっています。また、役場でやっています新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援連携業務ですが、4月63人、5月15人と、今年度に入ってから計78人に対して物資の供給支援等を実施しています。4月からの期初は、本来業務量が多い上、異動などで慣れない仕事に当たる人も多く、ただでさえ職員の負担が多い時期なのですが、今年度もコロナの関連で集団接種や自宅療養支援の負担もこれに加わって

る状況です。全庁的に職員には負担の多い立ち上がりになっていますが、何とか連携をして乗り越えていきたいというふうに考えています。

このゴールデンウィークは、久しぶりに行動規制のないゴールデンウィークでした。コロナ禍一色だった世の中の流れも変化の兆しが見えてきています。引き続き感染症のリスクを踏まえつつ、工夫をしながら、横瀬町らしくチャレンジを積み重ねていくということで町政運営を進めていきたいと考えています。

本臨時会にご提案申し上げました議案であります。専決処分の承認を求めることについて2件、条例の一部改正1件であります。ご審議を賜りましてご議決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○若林想一郎議長 町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○若林想一郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林想一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により

7番 内藤 純 夫 議員

8番 大野 伸 恵 議員

10番 関 根 修 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○若林想一郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案されました議案等を勘案いたしまして、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第3、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第31号 専決処分の承認を求めることについてであります。が、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じ、令和4年3月31日、横瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 議案第31号 横瀬町税条例の一部改正について、概要説明を行います。

お手元に資料①としまして、税条例の改正前、改正後の新旧対照表と、資料2としまして税条例の改正概要をお配りしてございます。資料2を中心に説明させていただきます。まず、資料2の番号が振ってありますけれども、1の条文です。これにつきましては、ナンバー10と11の条文も関連してきます。これらは、民法等の一部を改正する法律によりまして、不動産登記法が改正され、登記簿の登記事項に新規項目として、所有権の登記名義人が死亡したことを示す符号やDV、家庭内暴力ですね、DV被害者等の住所に代わる事項、さらにDV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合には、これらに代わる事項を記載しなければならないという改正でございます。

続きまして、2番と3番、さらに18番、この3つの条文が関連しております。内容につきましては、個人住民税の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額についての課税方式を所得税と一致させるというもので、この改正は株式譲渡所得についても同様となります。

次の4番の条文ですが、公的年金等受給者の住民税申告義務に関する規定の整備でございます。

続きまして、6番と7番の条文でございますが、給与所得者と公的年金等受給者の扶養親族報告書について記載事項の改正となります。

次の12番の条文ですが、所有者として登記されている個人が死亡している場合に、現所有者に対して賦課徴収に必要な事項を申告してもらうといった改正でございます。

次の13につきましては、今の12のケースで不申告の場合には過料を科すことができるといった内容となります。

続く14番と22が関連しておりますが、これは住宅借入金等特別税額控除についての改正でございます。住宅ローン残高の控除率、控除期間の見直し、住居時期の見直しなどを行っております。

続きまして、16番です。これは省エネ改修工事を行った住宅につきまして、その特例につきまして拡充する改正となっております。

続きまして、17番の条文ですが、これは商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行は評価額の5%であるところ、令和4年度に限り2.5%とする改正でございます。

続きまして、20と21の条文ですが、特例適用配当などに関する所得、条約適用配当等に関する所得につきまして、申告方式の選択の規定を整備しています。

続きまして、23と24でございます。これは、令和3年に行いました税制改正で改正したものを、また今回さらに規定を整備するため改正するものでございます。

5番と8番、5、8、9、15番でございますが、これは引用してある条文の改正による項ずれを反映させるもので、また19番につきましては引用条項が削除されたことに伴う規定の整備となっております。

なお、各条文欄に施行日の記載がないものにつきましては、令和4年4月1日の施行となります。

以上で議案第31号の概要説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第4、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてであります。が、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に交付されたことに伴い、緊急に横瀬町国民

健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和4年3月31日、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 議案第32号 横瀬町国民健康保険税条例の一部改正について概要説明をいたします。

議案の改正文と資料の新旧対照表を御覧ください。国民健康保険税におきましては、被保険者の納税意欲への影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税に一定の限度額が設けられており、その額は地方税法施行令に規定されております。今回の改正におきましても、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図るといった観点から、医療給付費分の課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、介護納付金の課税限度額17万円を合わせた合計額を102万円とするものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日で、今年度の国民健康保険税の算定から適用となります。

また、参考としまして、現時点での試算による影響額でございますが、令和3年度の課税ベースで限度額対象は9世帯で、医療給付費分の影響額が18万円の増となります。後期高齢者分は9世帯のうち5世帯が関係しまして、影響額は約4万4,000円となります。したがって、年間でこの合計額約22万4,000円が増加分として試算されることとなります。

以上で議案第32号 横瀬町国民健康保険税条例の一部改正の概要説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林想一郎議長 日程第5、議案第33号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第33号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じて改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林想一郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 議案第33号の細部説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしました資料、新旧対照表を議案と併せて御覧ください。今回の条例改正は、令和3年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給与条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容ですが、第16条の4第2項で、正規職員に係る期末手当の基準日ごとの算定に係る率につきまして、現行の「100分の127.5」を「100分の120」に改正するものです。

次に、第3項で再任用職員及び任期付職員に係る各基準日ごとの算定の率につきまして、現行の「100分の72.5」を「100分の67.5」に改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日からの施行となります。

また、附則の第2項で、令和4年6月に支給する期末手当におきまして、改正に伴う令和3年度の引下げ額を調整する特例措置を規定しております。

ここで、本日お配りいたしました資料2、横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧いただきたいと思います。1の改正の内容でございますが、今回の条例改正は令和3年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて改正を行うものです。正規職員につきましては、期末手当の支給月数を年間0.15月分、再任用職員、任期付職員につきましては年間0.10月分引き下げるものです。

具体的には、下の表を御覧ください。期末手当は年2回、6月と12月に支給されますが、正規職員につきましてはそれぞれ現行の1.275から1.20に改正し、0.075月分引き下げ、年間で2.55から2.40に改正し、0.15月分引き下げるものです。再任用職員、任期付職員につきましては、6月、12月それぞれ現行の0.725から0.675に改正し、0.05月分引き下げ、年間で1.45から1.35に改正し、0.10月分引き下げるものです。

2の施行期日ですが、公布の日からの施行となります。

3の令和4年6月に支給する期末手当の特例措置ですが、国におきましては国家公務員の職員給与の法律の一部改正として、昨年12月で期末手当の引下げを予定していたところですが、引下げが見送られ、本年4月に法律が改正されました。このことから、国におきましては令和4年6月の期末手当で引下げ分を調整することから、町におきましても国に準じて調整を行うものです。

具体的には、本年6月支給の期末手当から、昨年12月に支給された期末手当より正規職員につきましては0.15月分、再任用職員、任期付職員につきましては0.10月分を減額し、6月の期末手当を支給するものでございます。

以上で、議案第33号の細部説明を終わります。

○若林想一郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第33号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○若林想一郎議長 起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○若林想一郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○若林想一郎議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和4年第3回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫

署 名 議 員 大 野 伸 惠

署 名 議 員 関 根 修